

平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会及び提案型民間活用制度の概要について (2) 提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版）の一部改訂について (3) その他
日時	平成28年10月3日（月） 午後4時30分 開会 午後6時00分 閉会
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員 事務局6名 秋元企画部長、青柳行政改革担当課長、安西担当主査、 関谷副主査、森岡副主査、足立副主査
資料	平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会 次第 【資料1】 茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会の立ち上げについて 【資料2】 提案型民間活用制度について 【資料3】 提案型民間活用制度ガイドライン（暫定版）（素案） 参考資料一式（①～③）
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1名
非公開の理由	

（開会）

（事務局）（青柳行政改革担当課長）

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中「平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民活用制度事業者選定委員会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、提案型民間活用制度にかかる制度設計、対象事業や事業者の選定に関する事項について、これからご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

それでは早速委嘱式に入らせていただきます。提案型民間活用制度事業者選定委員会の委員名簿につきましては、事前に配布させていただいておりますとおり、4名となります。

それでは、委員の皆さまにつきましては、お名前をお呼びいたしますので、自席にて委嘱状をお受け取りください。

本日は市長が公務のため、山崎副市長からお渡しさせていただきます。副市長、よろしくお願いいたします。

【山崎副市長より委嘱状授与】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは、山崎副市長より、一言ご挨拶申し上げます。山崎副市長、よろしくお願いいたします。

【山崎副市長あいさつ】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

山崎副市長、ありがとうございました。なお、山崎副市長におかれましては、公務のためここで退席させていただきます。

続きまして、委員及び職員の紹介とさせていただきます。恐れ入りますが、藏田委員より順番に一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

【委員挨拶】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

【事務局紹介】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。

茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則第5条第1項では、委員の互選により委員長及び副委員長を定めるものとしております。

まず、委員長及び副委員長につきまして、委員の皆さまからのご意見等ございましたらお願いします。

(松戸委員)

事務局案をお持ちでしたらご提案いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは事務局案について提案させていただきます。

委員長及び副委員長につきましては、本会議が今年度、新たに附属機関として立ち上げられた会議体であることも鑑みまして、企画経営課で所管しております別の附属機関の1つである行政改革推進委員会にて委員としてお力添えをいただいております、藏田委員、山本委員にそれぞれのご経験、実績の観点からお願いしたいと考えております。

藏田委員におかれましては、様々な公民連携に係る活動の実績も踏まえ、委員長として、また、山本委員におかれましては、税理士業務を通じたご経験も含め、副委員長として、それぞれお願いできればと考えておりますがいかがでしょうか。

【異議なし】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございました。それでは、委員長を藏田委員に、副委員長を山本委員にお願いいたします。藏田委員長、委員長席にお移りください。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

続いて、会議録の作成方法について担当より説明いたします。

(事務局) (安西担当主査)

本委員会の運営におきましては、規則に定めるもののほか、必要な事項は審議会にお諮りすることとなっております。

それでは、事前配布いたしました「茅ヶ崎市審議会等における会議録等の作成に関する指針」をご覧ください。

本指針につきましては、第1条の目的にありますとおり、茅ヶ崎市自治基本条例第14条の趣旨に基づき、市政に関する情報について市民との共有を図るために、審議会等における会議録等の標準的な作成方法等を定めたものでございます。

本市では、審議会の会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに公表

することとしております。

会議録の記載方法といたしましては、発言については摘録を原則とし、発言者の名前は、「○○委員」という形で氏のみ記載することとしております。発言者の名前を記載することで、円滑な議事運営が確保できなくなるおそれがある場合には、「委員長」、「委員」、「事務局」など発言者の立場を明記するにとどめることができるものとされています。

会議録は、事務局が作成いたしまして、各委員に内容を確認していただいた後、正確性を期するため、委員長と委員長が指名する委員1名に署名いただくこととしています。指針の第5条第3項において、委員長が指名する委員については、会議の冒頭に委員長が指名するとされておりますので、この後、委員長より指名して頂きたいと考えております。

なお、公表の時期につきましては、まず、次第で挙げられた事項について「会議結果の概要」を終了後2日以内に公表いたします。次に、「会議録」を会議終了後45日以内に公表することとなっております。

会議録の確認の際にはタイトなスケジュールの中でお願いをすることになることが想定されますので、誠に恐縮でございますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

説明が終わりました。質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、会議の進行は藏田委員長にお願いしたいと思っております。藏田委員長、議事進行をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、名簿順で山本委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(山本副委員長)

はい。

(藏田委員長)

それでは、お手数ですが、山本委員には議事録署名人をお願いいたします。次第に沿いまして、はじめに議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会および提案型民間活用制度の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

議題1茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会及び提案型民間活用制度の概要について

(事務局)(安西担当主査)

それでは、議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会および提案型民間活用制度の概要について」説明させていただきます。まず、まず、本委員会の立ち上げについて、資料1を用いて説明させていただきます。

まず、提案型民間活用制度創設の経緯ですが、詳細はこの後説明させていただきますが、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねるといった、「事業実施主体の最適化」を図り「新しい公共の形成」を促進するための制度として、平成25年度末にガイドラインを策定し、平成26年度より実施しているところでございます。

同じく、制度の類型やこれまでの運用状況につきましても、後程別資料にて説明させていただきます。

次に、委託事業者の選定にあたっては、要綱設置により、「提案型民間活用制度事業企画提案審査委員会」を設置し、庁内委員および外部臨時委員を委嘱し、実施してきた経緯がございました。

このたび、全庁的な附属機関の見直しの中で、要綱設置の本会議体を新たに附属機関として条例に位置づけることといたしまして、本日第1回目としてこの委員会の開催に至ったというところでございます。

本委員会では、次年度より募集開始予定の「自由提案型の制度設計」や「委託事業者の選定」等を主な内容として実施いただくことを予定しております。また、採択事業に関しましては毎年モニタリングを実施しており、その結果についてもご報告させていただき、ご意見等を頂戴したいと考えております。

続いて提案型民間活用制度の概要について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

本市では、平成23年度に行政運営の指針となる茅ヶ崎市総合計画基本構想を策定しておりますが、超高齢社会の到来や社会経済状況の悪化といった環境の変化に対応すべく、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」という2つを新たな市政の基軸として位置づけ、行政運営の転換を図ることとしております。

下段の注釈に記載しておりますが、「新しい公共の形成」とは、従来行政が独占してきた領域を広く民間に開放することや、行政だけでは実施が難しい領域を協働で担うこと、新たな市民ニーズを踏まえて民間が先駆的に取り組む領域等について、民間団体・民間事業者が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方のことを言い、また「行政経営の展開」とは、財源や人材といった限りある経営資源で効果的・効率的に質の高いサービスを提供するため、民間的経営手法を取り入れて、経営感覚をもって行政を運営することを言います。

この新たな市政の基軸による行政経営の実現を目指し、平成24年2月には市民サービスの提供における多元的な仕組みづくりを推進するための本市の公民連携の基本的な考え方や事業手

法選択の手順、事業手法の具体的な内容等を明らかにするとともに、民間団体や民間事業者と連携・協働を推進する上での留意事項等についての全市的な共通認識を図ることを目的として「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定しました。参考までに資料を配布しておりますので、お時間のある際にお目通しいただければと思います。

提案型民間活用制度は、この「公民連携推進のための基本的な考え方」に位置づけられている方策の1つであり、民間団体・民間事業者・行政の役割分担の見直しを通して、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り「新しい公共の形成」を促進するための制度として、平成25年度末に「提案型民間活用制度ガイドライン」を策定し、都度改正を重ねております。

提案型民間活用制度では「事業実施主体の最適化」「市民サービスの向上」「効率的な行政運営」「市民主体による持続可能なまちづくり」「地域経済の活性化」の5つを主な目的としており、本制度の趣旨や目的を鑑みながら、平成26年度より事業採択を実施しているところでございます。

提案型民間活用制度には2つの類型があり、1つは平成26年度より事業採択しておりますテーマ設定型、もう1つは次年度からの事業募集に向けて現在制度設計をしており、ご意見を頂戴したい類型であります「自由提案型」の2つとなります。

まず、テーマ設定型につきましては、民間団体や民間事業者が事業実施主体となることで、より効率的・効果的に推進できると考えられる事業の候補を市が選定します。

一方、自由提案型につきましては原則すべての事務事業を対象として委託化すべき事業の提案を市民・民間団体や民間事業者から受け付けます。

提案方法といたしましては、テーマ設定型では、テーマはすでに市が設定しておりますので、そのテーマに対して事業企画提案を民間団体や事業者に行っていただく1段階提案であるのに対して、自由提案型ではテーマが決まっている訳ではなく、全ての事業が対象であることから、まず委託化すべき事業の提案を受け付ける「民間委託化提案」、次に、民間委託化提案にていただいた提案について、市が委託すべき事業と決定した事業について、民間団体や民間事業者から企画提案を受け付ける「事業企画提案」の2段階提案となります。

双方ともに期間は原則3年間、発注方法としては仕様発注ではなく性能発注となっているところが特徴となっております。

性能発注につきましては、下段の注釈に記載のとおり、市は従来委託と異なり、詳細な仕様等を示さず、目指すべき姿を示し、その手段等を民間団体・民間事業者からご提案いただくものとなります。

自由提案型の募集に際しては、市が実施する全ての事務事業を対象としていることから、全事業について民間団体や民間事業者に示す必要がございます。参考までに、企画経営課の事務事業リスト(案)を当日配布資料としてお配りさせていただいておりますが、事業名や実施内容、予算・決算額や人工等を記載した事務事業リストとなり、各課が所管するすべての事業についてこのような形で公表することを予定しております。このリストにつきましては、あくまでたたき台であり、皆さまからご意見をいただければと考えております。

すでに運用が始まっておりますテーマ設定型の実績につきましては、参考資料1に記載させていただいておりますが、平成26年度の採択事業といたしましては「狭あい道路調査等業務」と「市営住宅の修繕業務」、平成27年度の採択事業といたしましては「公共施設等包括管理業務」となっております。

狭あい道路調査等業務につきましては、自主後退協力要請案の提示や、ターゲットを絞り込んだ交渉物件を決定し、効果的な自主後退協力要請交渉を行うことで、民間団体、民間事業者の力と高度な専門性を生かした自主後退協力要請が可能となり、狭あい道路整備を促し、安全・安心なまちづくりを実現すること目的としています。

市営住宅の修繕業務につきましては、従来は入居者からの修繕依頼を受け、状況により現地調査を行った上で民間事業者へ修繕依頼をしていましたが、市による現地調査を一度行うことで修繕までに時間が掛かることや、修繕の必要性についても専門性のある民間事業者に相談しながら判断している等の課題がありました。

そのため、専門性のある民間事業者が入居者から直接修繕依頼を受けることで、連絡時の電話による緊急性の判断や初期対応、軽微な修繕であれば現地調査と同時に修繕も行い、更なる市民サービスの向上を図ることを目的としています。

公共施設等包括管理業務につきましては、本市直営の公用施設や公益施設の設備等の維持管理については、それぞれ所管課が予算計上し、メーカーなどの専門業者と委託契約を締結しているところですが、所管課ごとの管理となっているため、同種の委託について複数の課に分散されており、点検内容や頻度に差がある状況となっているといった課題を踏まえ、エレベーターや自動ドア等の維持管理業務において、庁内横断的に複数施設の業務を集約することにより、一括して委託を行うことで、民間のノウハウを生かしたより効率的効果的な維持管理を行うとともに、仕様に定める水準を超えた幅広い業務を行い、経費削減や事務の効率化、維持管理における質の向上と平準化を期待するものです。

自由提案型につきましては、次年度早々には民間委託化提案を受け付け、平成30年度から事業を開始できるよう、今年度中に制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましてはご意見等頂戴できればと考えております。

資料2の裏面には実施フローを記載させていただいております。まず第1ステップとして、テーマ設定型では対象事業の検討や事業候補案の選定を、自由提案型ではすべての事務事業を公開し、民間委託化提案を受け付けます。最初の入り方は類型により異なりますが、後は同じフローとなり、選定または受付した事業について、本委員会による審議を経て、市が委託化事業を決定します。その後、担当課が公募書類を作成する等の内部調整を進め、本委員会による提案審査の後、市が意思決定をします。委託化事業および事業者が決定した後は、業務委託契約を締結し、事業実施後はモニタリング及び評価を実施するといった流れになっております。モニタリングにつきましては、後程の議題であらためてご説明させていただきます。

最後に今後のスケジュールについてでございますが、本日の自由提案型に関するご意見等を踏まえ、12月に予定しております次回の委員会では募集要項の素案等についてお示しさせてい

ただくことを予定しております。そこでのご意見を踏まえ、最終的には庁内の組織である行政改革推進本部会を経て、2月頃に予定しております第3回目の委員会で最終的なガイドライン、募集要項をお示しさせていただくことを予定しており、4月早々の自由提案型に関する募集を目指し、進めてまいりたいと考えております。

委員のみなさまにはお忙しい中ご負担をおかけいたしますが、ご理解のご協力の程、お願い申し上げます。長くなりましたが説明は以上となります。よろしくようお願い申し上げます。

(藏田委員長)

事務局より説明がありました議題1について、ご意見・ご質問があればお願いいたします。

(川村委員)

自由提案型について、2段階方式ということになっていますが、1段階目の民間委託化提案はどの程度までの内容を想定しているのでしょうか。

(事務局)(足立副主査)

次回委員会にて、募集要項や第1段階の書式等の案をお示しする予定ですが、現段階では、あまり深くまで書いていただくことは想定しておりません。例えば、事務事業リストを見ていただいて、事務事業名、事務事業を委託化することによるメリット、このあたりの内容を書いていただくことを想定しております。あまり深い内容まで書いていただくと、その業者さんや特定の方が持っていらっしゃるノウハウ等が流出してしまう恐れもあることから、そこまでの情報量は求めないという考え方で現在は整理をしております。

(藏田委員長)

我孫子市と比べると違う部分等がございますか。

(川村委員)

率直に申し上げれば、かなり厳しいという感じを受けております。事務事業リストを見て委託化によるメリットを書いていただくということですが、その情報だけで委託化すべきかどうかを我々が審査することができるかどうか、提案されているメリットの検証等も記載されておらず、市民にどの程度のメリットがあるか、それだけで検証できるのかどうか、審査する側としては不安があります。本当に良い提案を見逃してしまう恐れもあり、ある程度煮詰まった提案を見せていただかないと、それが本当に市民にとってプラスなのか、なかなか判断できないのではないかという気がしています。

(事務局)(足立副主査)

ありがとうございます。実際に委員会にお諮りする際には、市としての考え方や、今までの事業の

変遷や現状、あるいは一義的な市としての方針といった情報を付記する形で、この委員会にお諮りすることを考えております。

(藏田委員長)

事業の概要の説明の中で、フローにあるとおり、採択された事業については、例外なく提案審査・公募型プロポーザルになるということですよ。市としてこの事業を委託化すると決定した際には、我孫子市のように採択の段階で3年間、契約の者として選定するとうことではないということですよ。なので、最初の段階では細かいことは書けないであろうから、事業とその効果を書いていただくということを考えているということによろしいですよ。

(事務局)(安西担当主査)

そのように考えています。

(藏田委員長)

提案が上がるか上がらないか、ご経験を踏まえていかがでしょうか？

(山本副委員長)

茅ヶ崎市で考えているのは、どういう事業かを提案だけしてもらって、その事業については、次に担っていただく方を公募するという形ですが、提案してくれる時にメリットとか優れたところまで提案してもらわないとなかなかわからないだろうというのは、我孫子市の場合は、提案してもらった事業が、うちがやればこれだけのことができます、だからうちでどうですかという、そこまで含めて提案していただいてということで、2段階ではなく1段階という形をとっていらっしゃるんですか。

(川村委員)

そういうことです。ただ、茅ヶ崎市のやり方というのが本来の行政側のやり方だと思います。やはり委託するかどうかを行政側が決めて、それを誰にやってもらうんだというのが契約の本筋ですよ。ですので、本筋を書いているのはよく分かるのですが、そうすると、ほとんど1段階目はまずは通して、その後の第2段階目を受けないと実際は判断が難しいのではないかという印象を受けています。このままでいけば、よっぽどのもの以外、例えば我孫子市でもあるのですが、能力的にどうなのかと思う団体からの問い合わせもあったので、そういうもの以外はとりあえず通してみても、その後の第2段階での企画書を見て初めてそこで判断するということになると感じています。そのようなイメージでよろしいでしょうか？

(事務局)(足立副主査)

実際そこまでのイメージはできてはいないというのが正直なところですが、2段階提案という形をとった背景としては、民間団体・民間事業者だけではなく、茅ヶ崎市にお住いの方、茅ヶ崎市で働

いていらっしゃる方のご意見も積極的に取り入れていきたいという考えがあってこの2段階という形をとっております。従来の1段階で深く提案していただきとなると、なかなか茅ヶ崎市にお住いの方とか在勤の方は提案ができないと思われるので、そういった方々の声を拾うためにもこういった2段階提案というものを考えております。

(山本副委員長)

普通の人がこれはこういう風にしたら良いのになあと思う、この課に行ってこの課に行くとたらい回しにされてしまうのが、もっとうまくできないのかという市民目線で市民が言ってきたこと、あるいは事業者がうちだったらこういうことができると言ってきたこと、そういったことを第1段階でまずは受けて、その中でどれを事業化しようかということのを第1段階で考えて、その事業に対してこういう風にできたら良いなあということを具体的にどこか事業者さんやってくれませんかとか公募を出して、第2段階でそれに対して提案が出てればそこで審議をする、という形で良いですよね？

(川村委員)

わかりました。我孫子市の場合は、基本的にその提案に対して責任を持ってやってもらうために、私がやりますよという人以外は受けませんという制度となっておりますが、茅ヶ崎市の場合は違うんですね。アイデアだけでも良いですよという制度ということですね。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

そこで懸念されることが1点あるのですが、提案された事業も良く委託化すべきだと市が考えるテーマに沿っていたとして、川村委員が仰っていた逆のパターンとして、それは市民のアイデアとして提案したのであって、公募してみたら誰も手を挙げなかったというリスクはありますよね。その点は想定していますか。

(事務局) (安西担当主査)

正直なところ、あまりそこまで想定はできておりませんが、その可能性は十分あると思っております。広い市民の声、専門性のある方の声もちろんのこと、様々なことを聞いてアイデアを求めるということを第1段階とするのであれば、人によってはこれはそもそも民間委託できないといったような事業提案もあるかもしれません。そういうものは、法的にできない、あるいは法的には可能だが、これは現在の市の事業実施状況を鑑みるとメリットがさほど無い、といった整理を行い、提案段階ではじかれるといった可能性がございます。また、提案していただいた内容が、委託化することによるメリットがあるという判断が委員会で下されて、市で決定したとしても、いざ公募してみたら、事業の採算が合わないということで手が挙がらないという、委員長が仰ったようなそういった想定もさ

れますので、まさにやってみなければわかりませんが、第1段階目は通ったけれども、第2段階で手が挙がらないというケースは十分に想定されると思っております。

(藏田委員長)

もし、そのようなことが懸念されるのであれば、それなりの対策をとっておく必要があるという気がしますし、我孫子市のホームページを拝見すると、提案書の様式とか事業の概要等も全部公開されているので、できれば配布してもらった方が良かったかもしれませんが、要は、何を優先的に政策的に重視するかということなので、どちらが正しいという訳ではないのですが、川村委員が仰った責任を持ってやってもらう提案を求めましょうということを優先した結果、一発で採択と同時に3年間の契約の者としても選ぶという、自治法上は少し難しい判断に対しても合意形成をされたというところがあるので、今の方法で実施するならば、広く提案を受けるための努力も必要なのと同時に、その提案が絵に描いた餅にならないように、良い提案でかつ事業者もどうも現れそうだという提案があった時に、やる人が提案した場合は必ずやっていただくという話だとは思いますが、茅ヶ崎の商工会議所メンバーの誰かがやってくれるはずだよというような提案に対して、どのように対応していくかは、採択して手が挙がらないとしても悪いことではないものの、時間とコストをかけてやる以上は、より良い提案をかつ採択したものについては、できれば公募の中でも実現していくという方向で、一工夫二工夫準備をしておいた方が良いかなと感じています。

(松戸委員)

事業を実現するという前提に公募をかけるという方法と、そうではなく、事業実現性を求め過ぎてしまうと事業者としてしか意見を述べるできないという点について、市民活動も活発に行われている茅ヶ崎市では、自由な意見を求める中で、この委員会で事業実現性も踏まえて、第1段階を判断していくという形をとるかということだと思います。最終的には事業実現性という部分がないと、あまり意味がないことだと思うので、事業名とメリットだけで、どこまで判断ができるかという点については疑問がありますので、そういった部分について、もう少し具体的なものを付け加えて判断ができるような提案の受け方というのが、具体的にはわかりませんが、我孫子市のような形までいってしまうと市民の方ができないという部分もあるかもしれませんが、そういったことを入れていけないと何がなんだかかわからないような提案が山ほど出てきて、とりあえず良さそうだから委員会の方で通して、第2段階でもう1回審査するのでは、整理も何もできないので、そういった点について整理しなければならないということが、今までのお話の中で感じました。ただ、事業実現性だけを重視するとすれば、やはり具体的な事業者からのご提案しか受けられないので、茅ヶ崎市ではそうではなくて、事業は実際できないけれど市がいつもやっていることについて疑問を持っている人たちから、自分ではできないけれどこれなら何かこういう方法があるのではないかという意見を吸い上げたいという意図があると思うので、今の段階でどっちが良いということは言いにくいところではありますが、両方がうまく絡み合った中で、第1段階を検討できないかと思います。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

確かに、自由提案型については他の自治体で実施しているという経緯もありますが、私どもが考えている部分、そして今までの実績の部分から、やはりメリットデメリットそれぞれあるのかなと認識はしております。現在実施されている自治体のデメリットというのも考えた中で、今回2段階ということで一つの提案をさせていただいております。ただ、委員の皆様が仰るとおり、いろいろな意見が出てくると収拾がつかないという部分もあるのではないかともありますので、本日いただいたご意見を踏まえて次回の委員会に向けて私どもとしても再度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(山本副委員長)

実際に自由提案型としてやっている我孫子市含めた他の市で具体的にどのような形でやっているのか、選定の時にこういう情報をもらっていますよとか、そういうものがあると、私どもとしてももう少し具体的にわかりやすいかと思っておりますので、そういった資料を事務局の方から提供していただくとわかりやすいかと思っております。

(藏田委員長)

次回の募集要項の検討の際には、おそらく案としてのものが出てくると思いますので、あわせてせつかくですので、我孫子市も含めて参考の情報があればご提供いただければと思います。そういう意味では、考え方について、我孫子市ではある意味で一番事業性に特化をしてしっかりとやられている先進自治体だと思いますし、茅ヶ崎市の議論の中でもあったかと思いますが、いわゆる市民協働的な、民間の事業提案よりももう少し幅広く市民の意見を聞いていくような、ボランティア活動含めた改善提案という位置づけのものとは、事業性の色合いで言うと薄いものから濃いものまであって、今回は民間提案の自由提案制度という意味では、手法としては事業性を少し見る手法を使って、その中でもどちらかと言えば意見を広く拾うような形での取り組みをしたいということだと思うので、その点について私の方からは例えば事業者という言い方、担い手という言い方は、必ずしも株式会社とか法人でなければならないという、途端に実施の担い手になり得る提案する人も実施者もかなり一定のランクができてしまうということだと思うので、例えば提案及びその実施についても、市民協働の仕組みもあるのでバッティングしないよう整理する必要があると思いますが、個人や団体、任意団体含めて、提案の要件なり、公募して受託するにしても、受ける担い手としての条件を少し広げてあげることで、提案する人も提案しやすいし、自分一人でも、もしくは仲間3人でグループ作ってやれるんだったらやろうかという人はもしかしたらいるかもしれないので、広く意見を聞くということであれば、担い手というところ、事業を行う者というところの範囲を少し緩く、広く考えることで、その問題を解決できるかなと思います。募集要項や事業の概要、方針については、今お話しいただいてほしい理解されたと思いますので、それをしっかりと進めていくために、どのような進め方なり条件設定をしたらよいかという点について、色々とお話し合いながらやっていくことが必要かと思っておりました。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

担い手を広く募ろうというところがございまして、特化した内容になってしまったのは事実かと思
います。今回委員の皆様からご意見を頂戴した中で、次回までに募集要項含めて検討させてい
ただきたいと思えます。

(川村委員)

細かい部分ですが、経験上の話として、今回の自由形提案の場合には、少し話はずれてしま
うかと思いますが、市が実施する全ての事務事業が対象ということですので、新規のアイデアは受
け入れないということによいですね。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

それから、2段階目の具体的な企画提案を受けるとなると、手元にある事務事業リスト案で、例え
ば豊かな長寿社会に向けたまちづくりの推進の事業内容を見ると、超高齢社会において、課題解
決のための新しい取り組みを進め、健康長寿、QOLの向上を図ると書いてありますが、これ見て
何を提案すればよいか、個人も民間も何もできない、アイデアも出てこないと思うので、これだけで
提案を求めるとなると、この事業内容というのはかなり厳しいという気がします。私どもも実はこの程
度の一覧表ですが、そこに必ずヒアリングをやってください、これはただ単にメニューですからこれ
だけでは絶対提案できませんので、必ず細かい事業、我々が今まさに仕事をしていますから圧倒
的にこの仕事についての情報を持っていますから、もちろん法的なこととか、現状の課題とか、市
民の要求とか、そういったものをお示ししないときっと良い提案はできませんよということで、必ず担
当課と協議してくださいよ、市から出せる情報は出しますよということをやって、初めてお互いに納
得できる、市民にとって良い提案ができると思えます。この内容だけだとできませんので、まず第1
段階の提案の時には、協議をしないでこの内容だけで受け付けるということによいですね。

(事務局) (安西担当主査)

現時点ではそのように考えております。

(川村委員)

第2段階の際にはもう少し時間をかけてやるということによいですか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

その時間はきちんと取った方がよいと感じています。茅ヶ崎市で実施している包括管理業務委託についてですが、我孫子市でも54施設の包括管理業務委託を実施していますが、これはまさに業者が我孫子市の施設管理をしている十数課とヒアリングをしており、1課あたりだいたい30分程度かけて困っていることとか、こういった規制があつてなかなかできないとか、予算が厳しいとか、そういったヒアリングを業者が全部受けて、行政側の困っていること、市民が求めていることに対応するような提案が出てくると、これは市民にとってプラスですから、そのためにはそれなりの時間がかかりますので、ぜひ企画提案を受ける時には十分に提案を練るだけの時間があつた方が、きっと民間側からしても時間は必要ですよね、提案するにあたって。そのあたりは十分時間は取つた方がよいと思います。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか？よろしければ、次のガイドラインの暫定版の検討の中で関係するところもあろうかと思しますので、議論を進めていきたいと思つています。それでは議題を進めさせていただきたいと思つています。議題2「提案型民間活用制度ガイドライン(暫定版)の一部改訂について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) (関谷副主査)

それでは、議題2「提案型民間活用制度ガイドライン(暫定版)の一部改訂について」説明させていただきます。資料3をご覧ください。なお、先ほど議題1でご説明させていただいた際の資料2がガイドラインの概要となっておりますので、ここでは主な変更点をご説明させていただきます。

先ほどご説明させていただきましたとおり、ガイドライン自体は平成26年3月に策定し、テーマ設定型に関しましては平成26年度より事業採択を実施しております。

今回の改定に関しましては、次年度より募集を開始する予定の自由提案型に関する事項を追記した点が主な変更点となり、アンダーラインでお示ししております。8ページの見出しの部分、「5提案型民間活用制度の流れ」につきましては、もともとはテーマ設定型の想定で記載をしておりますが、自由提案型の部分を追記し、それに伴い一部修正しております。10ページにはフローが記載しておりますが、こちらも同じくテーマ設定型のみの記載となっておりますので、自由提案型を追記しております。

今後につきましては、本ガイドラインの改定を行うとともに、議題1で説明させていただいた、またただ今のご議論にもありました事務事業リストや民間委託化提案募集要項の作成に入りたいと思つております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。基本的にはこのガイドラインに沿って今後公募だとか選定といった事業を進めていく上での枠組みを設定しているガイドラインですので、基本的にはこれまで行政が課

題を設定しているものに、自由提案型を追記したというところの事務的な追加の部分アンダーラインでご説明いただいたということでございます。ガイドラインの内容について、特に自由提案型を実施するにあたって、もう少し追記した方が良くはないかとかお気づきの点があればご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

(川村委員)

先ほど委員長からも出たのですが、選定方法は公募型プロポーザル方式ということで、必ずこれでやるという前提でよろしいでしょうか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

私どもは多少やり方は違いますが、経験上、例えば企業側からすると、これは我々の新たなアイデアだというものの中にはあるんですよね。それが特許を取っているかというところまでではないのですが、そうは言っても企業としてみればこれは我々が考えたやり方だという場合に、それはプロポーザル方式の中でそういった主張をしてもらって、選ばれればそれはそれで良いという考え方で良いですよ。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

プロポーザルで選定する場合に、選定する評価表も作成いたしますが、これをなぜ実施するかというそもそもの議論になってくるのだと思いますが、民間の新しいアイデアというものを受け入れて活用していくことで、市民サービスの向上に繋がっていくのであればどんどん取り入れていくということが一つの趣旨でございますので、今後細かい部分でご議論いただくことにはなるとは思いますが、そのような考え方で進んでいこうと思っております。

(藏田委員長)

同じような質問になりますが、公募型プロポーザルというのは、技術提案のみで評価するのが公募型プロポーザルで良いですよ。金額を入れると総合評価ということでよろしいですよ。言葉自体正確にこの公募型プロポーザルという理解でよろしいですよ。

(事務局) (安西担当主査)

原則そのとおりだと認識しております。

(藏田委員長)

そうだとすると、手順的には事業を決めます、3か年であれば3か年の予算の想定をします。委

託化するという決定をして、議会を経て、事業を公募する段階ではもう上限額、予算額は決まっている訳ですよね。だから、公募型プロポーザルで金額は評価せずに、その金額で一番良い提案をした者を選びましょうということですよね。だとすると、金額の部分の頑張りを評価しなくて良いのかという点が1つあります。同じ分野で、例えば施設系の包括管理委託で、やり方変えて視点変えたらガラッと金額もかなり変わるような提案があったとしても、公募型プロポーザルだと価格点評価を加味できないという手法としての問題があり、公募型プロポーザルと書いてしまうと、その他の方法を採用することができない懸念事項があるかと思うので、総合評価か、もしくは他の例で言うと、我孫子市のように採択すると同時に随意契約とする、要は契約の者として選ぶというのは、逆に言うとその段階で事業として採択されたものについて、一般競争入札をします、総合型をします、プロポーザルやります、随意契約しますという、いくつか選択肢を準備して、試行錯誤して色々な自治体がやっておりますけれども、今回ガイドラインの検討の中で言うと、選ばれた事業の選定方法を公募型プロポーザルだけに決定してしまう必要があるのかどうか、ここはちょっと議論しておいた方が良くと思います。

(川村委員)

時期の問題で勘違いしていたかもしれませんが、今年度のスケジュールを見ると、自由提案型の募集開始が4月からとなっております、先ほどのお話で予算が決まっているとなると、29年度も始まっているということで、年度途中からその事業をやるということでしょうか。

(藏田委員長)

30年度の予算ということです。

(川村委員)

では、実際に29年度に募集をしたものは、事業実施は30年度からということですよね。その内容によって29年度に予算措置するということになりますよね。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

29年度実施するとなると債務負担行為を組むということになります。

(川村委員)

もう一つは、募集をすぐ始めるとなると、その時点で29年度事業というのはわかっているのでしょうか。29年度の事務事業リストを作って募集をするとなると、4月1日にすべての事業リストが公表できるのででしょうか

(事務局) (足立副主査)

募集開始時は28年度事業がベースとなります。28年度事業の情報を公開し、29年度実施して

いない事業については、こちら側で加工して公開することを想定しています。次回、詳細なスケジュールをお示しすることを予定しておりますが、だいたい夏頃を目途にどの事業を委託するかを決めて、秋から担当課で公募書類の作成を行うのと、12月議会での債務負担行為の設定に向けて、必要な額の算定等を行います。12月議会で債務負担行為の承認を得られれば、年明けの1月からプロポーザルを実施して、3月末に業者が決まって、翌4月から委託契約がスタートするというイメージであります。次回スケジュール表もあわせてお示しさせていただきます。

(川村委員)

スケジュール的には理想だと思います。どこに重きを置くかにもよりけりですが、我孫子市の場合は7～9月の3か月間募集をかけて、債務負担行為が必要であれば12月議会にかけますが、すごくタイトです。9月で閉め切り、審査会が10月ですから、その間に来年度の予算要求もして、債務負担行為の議案も作らなければならないとすごくタイトで、スケジュール的には今ご説明にあったのが一番良いと思いますし、私どももそうやりたいところですが、茅ヶ崎市の場合は28年度の事務事業の公表の前提でないとできないと思いますが、我孫子市の場合は、実はそれを嫌った経緯があります。その中に終わった事業もあるし、29年度から始まる事業も掲載されていない。これで本当に全事業公開したことになるのかというような議論が一番最初にあったと聞いています。29年度に募集するのであれば、29年度の事務事業全てを公開するべきではないかという議論から、行政評価が終わってからでないと公表ができませんので、予算がついた後行政評価が終わって、各課が新年度の行政評価表を作成し、事業を確定するものですから、どうしても確定するのが5月頃になってしまいます。その後資料を作成すると、どうしても6.7月からの募集開始となりタイトとなり、考え方次第ですが、28年度の事務事業リストを公開するという整理であれば、それはそれで良いのかなと思います。

(藏田委員長)

先ほどの議論で、広く意見を募集する第1段階の提案が軽いのであれば、川村委員が今仰った28年度リストでも29年度リストでもあまり神経質になる必要はないのではないかと、逆に委託化すると決めたものから練り上げる作業の方にそれなりに時間をかけないと良いものがないとすると、その時間をどれだけ稼げるかということを考えると、3か月刻みではないような気がします。一つ今思いついたのが、公募型プロポーザルの募集は年明けですよ。それまではあくまで契約行為には入っていないという前提ですよ。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

戻しますと、事業の性格からすると、幅広い意見を聞いてということで採択するのであれば、そう

いう意味では時間的にも資料のディテール的にも少し時間を優先するという対応もあり得ると感じますし、逆に採択後のやりとりとかにより長い時間取れる方が生産的なのではないかと感じます。

(川村委員)

今のお話は大きなことで、時期的なことを言うと、30年度から実施に向けて公募型プロポーザルを実施するために、債務負担行為を組みますよね。その前にはその仕事はできないですよ。となると、実際に公募型プロポーザルを実施しますと公表できるのは、年明け1月ですので、それからでないとならば事業の組み立てというか良い提案については協議できないこととなりますよね。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ただ今縷々ご指摘いただきましたが、次回詳細なスケジュールをお示しさせていただきますので、それまでにいただいたご意見を整理させていただきたく思います。当然のことながら、民間から出た意見に対して時間をかけて検討していくことが成功の1つの要因になると思いますので、12月議会がいいのか、9月議会がいいのか、そうするとスケジュール的にどうなるのか、そういった部分も踏まえて整理をさせていただきたく思います。

(藏田委員長)

他にご意見はいかがでしょう。

(松戸委員)

次回、詳細なスケジュールが示されるということと、先ほどお話にあった自由提案型の我孫子市と違うパターンの事例についてもお示しいただけると、次回よりイメージを持ってお話ができるかと思えます。

(藏田委員長)

会議の資料としてお配りいただかなくても、メールでURLを送っていただだけでもだいぶ予習できる部分もあろうかと思えますので、機動的に対応いただければと思います。山本委員いかがですか。

(山本副委員長)

自由提案型というのは今まで想像できないものなので、参考となる資料についてはぜひいただけると助かります。

(藏田委員長)

こういう制度を理解してもらうということが、この制度を活用する第一歩だと思いますので、そのあたりは商工会議所やJCや様々な団体の方もいらっしゃるでしょうし、市民の方、NPOの方、在勤・

在学者の方など、どんな風にしていったら情報が伝わっていくのかといった点については、公募の中身ももちろんのこと、時間がかかることですので、決まってからこうですと広報するより前に、勉強会や意見交換会等様々なやりとりをすることで担い手も見えてくると思いますし、委員会での議論と同時に裾野が広がらないことには山は高くできないので、色々と工夫する必要があるかと思えます。山本委員が仰るように、スッと入ってくる言葉ではないので、手を変え品を変えアプローチをしていくような工夫が必要だと思えます。

(藏田委員長)

その他よろしいでしょうか。議題1と2については閉じさせていただきたいと思えます。提案型民間活用制度ガイドライン(暫定版)の一部改訂について、先ほど事務局から説明があったように、次回のスケジュール含めて検討する中で、今のご意見を含めて取りまとめ、進めていただければと思えます。それでは、続いて議題3に移ります。「その他」について、何か事務局からありますか。

(事務局)(森岡副主査)

議題3「その他」についてでございますが、先ほど議題1の中で実施フローの説明をさせていただきましたが、ここではモニタリングに関してあらためてご説明させていただきます。

本制度により民間団体・民間事業者が事業の担い手となった場合には、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより、モニタリング及び評価を行うことが重要となります。

参考資料2モニタリングシートをご覧ください。モニタリング及び評価は当該事務事業の所管課が中心となって行いますが、透明性・中立性及び公平性の観点から、第三者チェックを受けるものとしております。

基礎的項目として「人員・業務体制」「人材育成」「安全管理体制、個人情報保護」「継続性」といった視点で、サービスの提供に関する項目として「利用者等の満足度」「サービスの質の維持、向上」といった視点で、その他に関する項目として「創意工夫」「地域経済の活性化」といった視点で受託者・担当課それぞれ評価を行い、最後に総合評価を記載しております。

第三者チェックにつきましては、本委員会にて行うものとしております。本来であれば本委員会で採択事業のモニタリングに関するご意見を頂戴したいところではございますが、事業自体はすでに動いている事業であるのに対し、本委員会自体が附属機関化に伴い本日初めて開催され、委員のみなさまにおかれましては初めて目にする事業等もあろうかと思えます。そのような状況の中で、委員のみなさまからご意見を頂戴するのも事務局として心苦しい部分がございます。

また、モニタリングシートの書式に関しては、本委員会立ち上げ前の段階で、本制度についてご審議いただいております行政改革推進委員会でもご議論いただいている経緯もございます。今回のモニタリングに関しましては、まずはこのような形でモニタリングを実施している、といったところを留めていただき、次年度の委員会よりモニタリングに関しても本格的にご審議いただければ事務局としては考えております。もちろん、この場でのご意見等を頂戴することを否定するも

のではありませんので、何かご不明な点等ございましたらいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。モニタリングの件に関してご説明がありました。ご意見・ご質問があればお願いいたします。

(川村委員)

確認ですが、この制度に関わらず通常の公募型プロポーザルでも契約を行っていると思いますが、その際のモニタリングの状況と、選考会の構成について参考までに教えていただきたいと思います。

(事務局)(足立副主査)

通常の公募型プロポーザルの際のモニタリングに関しては、特に様式等は定めておりません。ですので、プロポーザルを行った所管課において、口頭で確認するのか、独自の様式を作成して実施するのかはバラバラという状況となっております。委員構成に関しては、これまでは庁内の関係部局長で構成されているケースがほとんどですが、全庁的な附属機関の見直しを昨年度から今年度の第一四半期にかけて実施をいたしましたので、外部意見を取り入れた方がより効果的な案件については、附属機関を作って外部委員のみで審議をしていくような形になるかと思えます。

(藏田委員長)

他にございますでしょうか？では、次回ご説明いただける内容については、よろしくお願いいたします。

これで全ての議題が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)(青柳行政改革担当課長)

委員長ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日はお忙しい中長時間にわたり誠にありがとうございました。先ほどご説明させていただきましたとおり、次回は12月頃を予定しております。議会等もございますので、日程等の詳細につきましては改めて早めにご連絡させていただきます。また、本日の会議録につきましては速やかに作成し、みなさまにお送りさせていただきますので、その節はご協力の程、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民活用制度事業者選定委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子